

平成27年4月15日

平成27年度 広島大学監事監査計画書

監事 生和秀敏
監事 高橋 超

國立大学法人広島大学監事監査規則(平成27年4月1日改定)に基づき
平成27年度の国立大学法人広島大学監査計画を次の通り定める。

1、監査の基本方針

本学が掲げる理念・目標を達成する観点から、本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために、監査室及び会計監査人と連携して監事監査を実施する。

2、監査事項

(1) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況

(2) 業務監査

- 1) 業務の有効性及び効率化
- 2) 人事管理の妥当性
- 3) 財務報告の信頼性
- 4) 法令等の遵守と社会的責任
- 5) 資産の保全と有効活用

(3) 会計監査

2) 計画的整備状況

なお、上記の事項に加え、必要に応じて臨時監査を行うことがある。

(2) 業務監査

1) 業務の有効性および効率化

・学内規則の整備状況

- ・目標管理型の業務運営
 - ・効率的な会議運営
- 2) 人事管理の妥当性
- ・人事制度の改善状況
 - ・人材養成と FD・SD の充実
 - ・人件費管理の方策
- 3) 財務報告の信頼性
- ・監査室の内部監査結果の確認
- 4) 法令の遵守と社会的責任

リスク管理仕事の整備

監査手帳の作成

監査手帳の作成

職務権限の明確化

4、監査期間

- (1) 中期目標・中期計画および年度計画の実施状況の監査は、四半期ごとに進捗状況のモニタリングを行い、年度末に纏められる実施状況の監査を行う。
- (2) 業務監査の実施期間は、平成27年4月から平成28年3月まで、年間を通して行う。具体的な監査対象事項と監査期間は、監査室の監査年間スケジュールによる。

平成28年6月までが監査期間となる。

- (4) 内部統制整備状況の監査は、関係書類の閲覧等は年間を通じて行うが、ヒアリングに関しては、予め関係者と日程調整を行った上で実施する。

5、監査方法

定期監査は、以下に示す方法に加え、監査室等の内部監査の報告を受けて、その内容を確認する。

- 1) 役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議へオブザーバーとして出席
- 2) 監事監査規則に掲げられた決裁書類（監事回付文書）の閲覧
- 3) 学長との定期的または随時のミーティング
- 4) 理事・副学長、部局長等に対する個別面談
- 5) 監査室・会計監査人等の監査への同行・立ち会い

行う。

□ 田中洋一

参考 重点監査事項の設定にあたって

「ガバナンス体制の整備状況に関する監査」

一職務権限の明確化について

職務権限とは、役職に応じて認められている職務の執行に関する権限のこととで、分権化を進めるにあたっては、分掌範囲の職務内容の明確化に加え、分掌範囲での意思決定権限、業務執行権限、予算執行権限、労務監督権限などを明確に定めておく必要がある。また、権限には責任が伴うことから、職務執行における責任の所在を明確にすることも重要な意味もある。

学長の職務権限は法令等によって定められているが、理事の職務は役員会を構成するメンバーであることを除くと、法令上定められた職務権限はなく、理事にどの範囲での職務執行の権限を与えるかは、全て学長の裁量に委ねられている。また、学校教育法の改正によって、副学長についても教学に関する職務権限を与えることが可能になってきた。ガバナンス体制整備の骨格は、何よりもまず、法令によって定められている学長の権限と、学長によって負託されている理事及び副学長の職務権限を明確にすることである。

その上で、管理運営業務を束ねる管理職である部長職に相当する副理事及び部長、課長職に相当するグループリーダー、さらには、部局等を統括する部局長及び共同利用施設長の職務権限を明確にし、役職に応じた職務権限表を作成し、それを規程化しておくことが、ガバナンス体制の整備という点で重要である。そのためには、各役職ごとに、職務内容と、(1) 意思決定権限、(2)

限などの職務権限を構成する諸側面について、個別にヒアリングを行い、職務

権限についての自己認識を確認し、役員・管理職を中心とした管理運営システムが円滑に機能する環境条件が整備されているかどうかを監査する必要がある。

以上の理由から、平成27年度監事監査の重点監査事項として、職務権限を中心とした「ガバナンス体制の整備状況に関する監査」を計画している。

1、学長の職務権限（ガイドライン）

5、共同利用施設長の職務権限

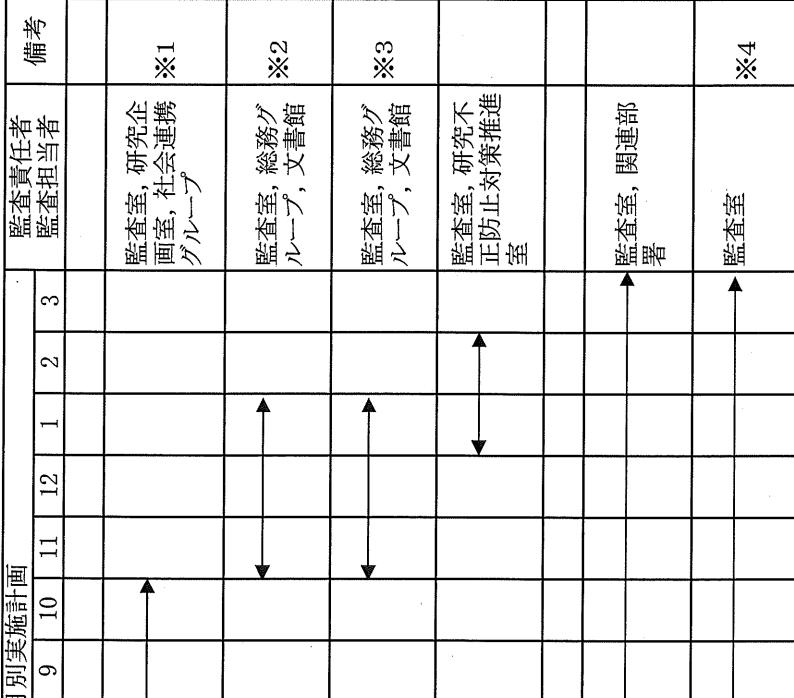
6、副理事および部長の職務権限

7、グループリーダーおよび副グループリーダーの職務権限

8、ガバナンスにおける委員会の役割と権限

平成27年度 監査室スケジュー

本学の諸活動をための助言等を、特定策などを対応して、



の内容に応じフオーノンアッシュ監査を実施する
報等に係る調査(要請に応じて)
め流動的である。